

平成二十一年四月八日

青森県教育委員会第七百二十三回定例会

期 日 平成二十一年四月八日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 委員長及び委員長職務代行者選挙

三 報 告

報告第一号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則について

1

四 その他

職員の懲戒処分の状況について

4

五 閉 会

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則について

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり定めただので報告します。

記

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十六条」を「第二十三条」に改める。

第六条中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第二十三条、第二十四条及び第二十五条」を「第二十二條、第二十三条及び第二十四条」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

>

改正後	改正前
<p>(設置) 第二条 学校保健安全法(昭和三十三年四月法律第五十六号)第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、学校に次に掲げる数の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。 一 学校医 三人 二 学校歯科医 一人 三 学校薬剤師 一人 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p> <p>(職務) 第六条 校医及び薬剤師の職務は、それぞれ学校保健安全法施行規則(昭和三十三年六月文部省令第十八号)第二十二條、第二十三條及び第二十四條の定めるところによる。</p>	<p>(設置) 第二条 学校保健法(昭和三十三年四月法律第五十六号)第十六條第一項及び第二項の規定に基づき、学校に次に掲げる数の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。 一 学校医 三人 二 学校歯科医 一人 三 学校薬剤師 一人 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p> <p>(職務) 第六条 校医及び薬剤師の職務は、それぞれ学校保健法施行規則(昭和三十三年六月文部省令第十八号)第二十三條、第二十四條及び第二十五條の定めるところによる。</p>

〔その他〕

職員の懲戒処分の状況 平成21年4月（3月1日～3月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 中南地域の小学校 教諭（39歳、男性）
②事件の概要等 速度超過（25km/h以上30km/h未満）
・平成20年11月16日（日）午後1時47分頃
・青森市内の国道
・最高速度60km/hのところ、87km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成21年3月30日
⑤その他 平成19年9月27日及び平成20年7月24日に速度超過を
起こしていることから、量定を加重。
- 事案2 ①被処分者 西北地域の高等学校 教頭（57歳、女性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）
・平成20年10月23日（木）午後5時40分頃
・南津軽郡藤崎町内の県道
・自動車を運転中、交差点で右折する際、横断歩道を歩いていた
歩行者に気付くのが遅れ、ブレーキをかけたが、間に合わず
衝突したもの。
・事故の相手方（男性1名 約8週間の加療）
③処分内容 減給2月（給料の月額額の10分の1）
④処分年月日 平成21年3月9日
⑤その他 平成20年9月28日に速度超過を起こしていることから、量
定を加重。
- 事案3 ①被処分者 西北地域の中学校 教諭（44歳、男性）
②事件の概要等 物損事故
・平成21年2月1日（日）午後7時15分頃
・五所川原市内の一般道
・自動車を運転中、駐車場から道路に出る際、直進車と衝突し
たもの。
③処分内容 減給2月（給料の月額額の10分の1）
④処分年月日 平成21年3月25日
⑤その他 平成18年10月4日に速度超過を起こしていること及び、以
前にも同様の交通事故・違反により懲戒処分を受けながら繰り返
したことから、量定を加重。

事案4 (処分後速やかに公表した事案)

- ①被処分者 西北地域の小学校 教諭(41歳、男性)
②事件の概要等 酒気帯び運転による人身事故
・平成21年2月7日(土)午前6時5分頃、五所川原市内の国道交差点において、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、他の自動車に接触して人的損害を与えたもの。
③処分内容 免職
④処分年月日 平成21年3月30日

事案5 (処分後速やかに公表した事案)

- (1) ①被処分者 三八地域の中学校 教諭(37歳、男性)
②事件の概要等 体罰(3年間の間に14回、被害生徒9名)
・1回当たり、1名又は3名に対し、頭や顔、胸を叩く、腹や足を蹴る等の体罰を行ったもの。
③処分内容 停職1月
④処分年月日 平成21年3月30日
(2) ①被処分者 三八地域の中学校 教諭(29歳、女性)
②事件の概要等 体罰(8ヶ月の間に6回、被害生徒3名)
・1回当たり、1名に対し、頭を叩く等の体罰を行ったもの。
③処分内容 減給3月(給料の月額額の10分の1)
④処分年月日 平成21年3月30日

※(1)と(2)は同一校です。

事案6 (処分後速やかに公表した事案)

- ①被処分者 東青地域の高等学校 教諭(54歳、男性)
②事件の概要等 生徒に対するセクシュアル・ハラスメント
・腰や尻を叩く、後ろから抱きつく等をし、不快感を抱かせたもの。
③処分内容 停職6月(同日辞職)
④処分年月日 平成21年3月30日